解散公告（第一回）

当公社は、総務大臣及び国土交通大臣の認可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

山口県山口市水の上町一番七号

山口県土地開発公社

清算人　嶋岡　正三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

香川県高松市西内町一〇番一七号

社団法人香川県公共嘱託登記司法書士協会

清算人　田中　敏夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

福岡県中間市中央五丁目一〇番一七号

特定非営利活動法人中間福祉作業所

清算人　髙木　利太

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為に定めた解散事由の発生により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

北九州市小倉南区大字新道寺一四九番地の一

財団法人竜光会

代表清算人　深川　信教

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為に定めた解散事由の発生により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

北九州市小倉北区三萩野一丁目一二番二四号

財団法人片野会

代表清算人　久保田　勝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

仙台市青葉区片平二丁目一番一号

財団法人科学計測振興会

代表清算人　服部　武志

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

埼玉県川口市青木二丁目一番一号

財団法人川口市職員互助会

代表清算人　澁谷　祥晴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本通常社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

東京都港区西新橋二丁目二二の一西新橋二丁目森ビル七階

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本

清算人　白木福次郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

横浜市神奈川区鳥越三八番地

財団法人国際仏教交流センター

代表清算人　岡野　鄰子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

新潟市中央区新光町五番地一

社団法人新潟県公共嘱託登記司法書士協会

代表清算人　須﨑　涼典

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為第三十六条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

富山県中新川郡立山町吉峰野開一二番地

財団法人立山グリーンパーク

清算人　舟﨑　邦雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月三十日開催の第二回臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

静岡県熱海市水口町四番一八号

社団法人熱海市歯科医師会

代表清算人　渓　良文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十三日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

愛知県豊橋市旭本町五一番地

社団法人東三土木工業会

清算人　鈴木　康正

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

愛知県岡崎市羽根町字小豆坂一一七番地三

財団法人岡崎技能開発公社

代表清算人　松田　藤則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十七日開催の理事会の決議により平成二十四年三月十六日文部科学省の許可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号

財団法人大阪市立大学振興会

代表清算人　竹山　健二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

大阪府寝屋川市豊野町二番三六号

財団法人豊野保育園

代表清算人　荒川　珠子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十三日

神戸市西区白水二丁目一二番二〇号

特定非営利活動法人ハートピア

清算人　田淵　哲也